

都道府県推進計画

都道府県名	山梨県
-------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 38 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに都道府県計画に則して実施した活性化事業の総括・評価	
(1) 消費生活相談体制 ○市町村 消費生活相談窓口の設置自治体は、平成20年度は7市町村であったが、平成21年度末時点で全市町村に消費生活相談窓口が設置された。消費生活センター設置自治体は、平成20年度時点で1市であったが、平成24年度に2市になり、平成24年度に前述の市のうち1市が中心となって2町3村と連携した広域的な相談窓口を試行的に開設し、平成25年度から正式に開設した。 また、3市で報酬の引き上げによる相談員の処遇改善を行った。 ○県 従前から県民生活センターでは週5日の相談体制をとっていたが、平成22年度からは消費生活相談員を1名増員し市町村への支援等を強化した。また、平成22年度に相談員の報酬の引き上げを行い、処遇改善を図った。 このほか、平成22年度に消費生活相談員養成事業を実施し、質の高い消費生活相談員の確保を図るとともに、平成21年度から平成24年度まで相談窓口の高度化のため、県消費生活相談員の弁護士への相談事業を実施し、消費生活相談員の資質向上を図った。また、平成21年度から消費生活相談員等のレベルアップ研修を開催するとともに、市町村への巡回指導を行い、市町村の相談員等の資質向上を図った。 (2) 消費生活相談件数 ○市町村 全市町村において消費生活相談窓口を設置したことに伴い、相談件数は大幅に増加した。 ○県 県民生活センターにおける消費生活相談件数は、この数年は4,500件前後と概ね横ばいの状況だが、市町村の消費生活相談窓口が整備され、相談対応の充実に伴い、市町村から県民生活センターへの移送件数等は減少した。 (3) 消費者啓発・教育 ○市町村 平成21年度から消費者被害防止や相談窓口の周知等にかかるリーフレットやステッカーなどの各種啓発資料を作成し、各戸配布や地域回覧による啓発を実施した。また、市町村主催等の各種イベントにおいて、啓発グッズの配布などを行った。さらに防災無線を活用した住民への注意喚起や弁護士等による無料相談会、出前講座、講演会を実施し、消費者啓発・消費者教育を図った。 ○県 平成21年度から24年度にかけて、県民生活センターや市町村の相談窓口への県民の認知度を高めるため、JR駅やラッピングバスなど公共交通機関等を活用して、相談窓口の周知を図った。 また、消費者被害の防止のため、平成21年度から若者や高齢者の消費者被害防止のための	

リーフレットの作成、新聞やテレビ等を活用した啓発を行うとともに、地域の消費者団体と連携した消費者被害防止のための啓発講座の実施やDVDなど啓発資料の作成を行った。さらに、高齢者を見守る福祉関係者等を対象とした研修や啓発を行った。

このほか、食品表示の適正化や食の安全・安心を確保するため、啓発用のDVDや資料の作成、新聞広告等による啓発を行うとともに、「やまなし食の安全・安心ポータルサイト」を開設した。

平成25年度には、消費者教育を総合的・体系的に推進するため、「やまなし消費者教育推進計画」(H26～H29)を策定した。平成26年度には、消費者教育を行う様々な関係者との緊密な連携・協働を図るため、「地域と学校における消費者教育の推進」をテーマとした「消費者教育推進シンポジウム」を開催するとともに、学校における消費者教育をより一層推進するため、小学校教育における消費者教育教材を作成・配付した。また、高齢者等の見守り体制の整備に向けて、福祉関係者等へ出前講座等を実施した。

「地方消費者行政強化作戦」への対応

- ・ どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられる地域体制を整備し、消費者の安全・安心を確保するため、平成29年度までに「地方消費者行政強化作戦」における政策目標の達成を目指した取組を進める。

<政策目標1>相談体制の空白地域解消

- ・ 達成済み。

<政策目標2>相談体制の質の向上

2-1 消費生活センター設立促進

- ・ 平成26年度当初における消費生活センター未設置自治体(広域連携を除く。)は、人口5万人以上では3市、人口5万人未満では17市町村となっている。平成29年度を目途に、人口5万人以上の市及び人口5万人未満の50%以上の市町村に消費生活センターを設置するため、市町村における広域連携による消費生活センター等の開設を促進する。

2-2 管内自治体の50%以上に相談員を配置

- ・ 平成26年度当初においては、市町村(広域連携を含む。)の44.4%に消費生活相談員が配置されているが、平成29年度を目途に70%以上の市町村への消費生活相談員の配置を促進する。

2-3 消費生活相談員の資格保有率を75%以上に引き上げ

- ・ 平成26年度当初における消費生活相談員の資格保有率が57.1%となっている。平成29年度を目途に消費生活相談員の資格保有率を75%以上に引き上げるため、消費生活相談員の資格取得を促進する。

2-4 消費生活相談員の研修参加率を100%に引き上げ

- ・ 平成26年度当初における消費生活相談員の研修参加率は53.6%となっている。平成29年度を目途に消費生活相談員の研修参加を100%に引き上げるため、国民生活センターが実施する研修の周知、基金による旅費等の支援、消費生活相談員が研修に参加しやすい環境の整備等を進めるとともに、市町村の消費生活相談員を対象とした事例研修会等を毎年度開催し、消費生活相談員の研修参加を促進する。

<政策目標3>適格消費者団体の空白地域解消

- ・ 該当外

<政策目標4>消費者教育の推進

- ・ 県消費者教育推進計画及び県消費者教育推進地域協議会(消費生活審議会)は策定・設置済み。県内市町村における同計画及び協議会の設置を促進する。

＜政策目標 5＞「見守りネットワーク」の構築

- ・ 県内市町村における消費者安全確保地域協議会の設置やその他の見守り体制の整備を促進するとともに、各市町村の消費者安全確保地域協議会の相互連携等を図る県連絡会議を設置する。

消費者行政推進の方針

- ・ ＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞
- ・ 「地方消費者行政強化作戦」を達成するため、市町村に対しての指導・助言や市町村間の連携強化に向けた支援を行う。
- ・ 市町村の消費生活相談体制の維持・向上に向けた取組の支援を継続する。
- ・ 消費者被害に遭うリスクの高い高齢者等を地域において見守るネットワークの構築を図る。
- ・ 若者から高齢者までの消費者被害防止のため、様々な媒体の活用や地域における啓発講座の開催などを行う。
- ・ 「山梨県消費者基本計画」(H28～H32)（「やまなし消費者教育推進計画」(H26～H29)を内包）を策定し、これに基づき、地域や学校等における体系的な消費者教育を推進するなど、消費者施策を総合的に推進する。
- ・ ＜平成 30 年度以降の方針＞
- ・ 平成 29 年度までに整備した市町村の消費生活相談体制の維持を図る。
- ・ 市町村の消費生活相談体制の維持・充実のため、市町村消費生活相談員等を対象とした研修会等を継続して実施する。
- ・ 啓発事業については、市町村と連携した取組等について検討し、基金活用期間経過後も効率的・効果的に事業を実施する。
- ・ 県消費者基本計画に基づき、引き続き、消費者施策を総合的に推進する。

消費者行政推進の方針に則して取り組む施策・目標

- ・ 消費生活相談員を配置するとともに、消費者安全法に規定する市町村の支援等を行う指定消費生活相談員の任用を検討する。（平成 27 年度～平成 30 年度）
- ・ 市町村等の状況を踏まえ、必要に応じて消費生活相談員養成講座等を行うなど、市町村における消費生活相談員の確保に努める。（平成 27 年度～平成 30 年度）
- ・ 消費生活相談員等を対象として、弁護士などの専門家の活用や県民生活センターに寄せられた相談を基にした事例研修会を毎年度開催し、消費生活相談員等のレベルアップを図る。（平成 27 年度～平成 29 年度）
- ・ 高齢者等の見守りネットワークを構築するため、見守りガイドブックを活用するなど、高齢者等を見守る福祉関係者等に対して情報提供や啓発等を行う。（平成 27 年度～平成 32 年度）
- ・ 出前講座などによる啓発事業を行い、消費者の自立や消費者教育の推進を図る。（平成 27 年度～平成 29 年度）
- ・ 児童・生徒期における消費者教育推進のため、小・中・高校生向けの消費者教育教材を作成し、活用する。（平成 27 年度～平成 29 年度）
- ・ 大学と連携した学生を中心とした啓発事業を実施する。（平成 27 年度～平成 33 年度）
- ・ 食品ロス削減に向けた啓発事業を実施する。（平成 27 年度～平成 33 年度）

その他特記事項

--

市町村推進プログラム

都道府県名	山梨県	市町村名	甲府市
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 38 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	・ 消費生活相談窓口の設置（平成 21 年度） ・ 専門的な消費生活相談に対応するため、弁護士相談を実施 （平成 21 年度～平成 26 年度） ・ 消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加を支援 （平成 21 年度～平成 26 年度） ・ 消費生活相談体制強化のため、消費生活センター設置するとともに、消費生活相談員を 2 名体制から 3 名体制とした。（平成 22 年度） ・ 消費生活相談員の処遇改善のため、1 日あたりの報酬を 800 円増額し、7,500 円とした。（平成 22 年度～平成 26 年度） ・ 消費生活相談員の処遇改善のため、相談員 1 名を月収とし、保険・年金等に対応（平成 26 年度） ・ 消費者被害防止のため、老人会等で出前講座を開始した。 （平成 21 年度～平成 26 年度） ・ 市のイベントで啓発チラシの配布（平成 21 年度～平成 26 年度） ・ 高校 3 年生（卒業生）・大学 1 年生を対象に啓発チラシを配布 （平成 22 年度～平成 26 年度） ・ 後期高齢者を対象に啓発シールを配布（平成 26 年度） ・ 学校給食等の放射性物質検出検査（平成 24 年度～平成 26 年度）
総括・評価	複雑・多様化する消費生活相談に対して、相談員増員・研修への積極的参加等により、柔軟に対応している。相談件数が増加傾向にあり、平成 24 年度は 1,005 件、25 年度は 1,208 件と増加している。純粋な消費生活相談・問題が増加したことも考えられるが、啓発チラシの配布等による消費生活センターの存在が地域に浸透しつつあると考えられる。 また、消費者の安全・安心を確保する面においても放射性物質検出検査により、市民の不安解消に繋がっている。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<政策目標 1>相談体制の空白地域の解消 平成 21 年度に消費生活センターを設置した。 <政策目標 2>相談体制の質の向上 2-1、2-3、2-4 と達成済み。 <政策目標 4>消費者教育の推進 消費者教育推進計画の策定、消費者教育推進地域協議会の設置について検討する。 <政策目標 5>「見守りネットワーク」の構築 消費者被害に遭いやすい高齢者等への見守り体制を多様な担い手により構築する。

消費者行政推進の方針	<平成 27 年度から平成 29 年度までの方針> ・ 市民のための消費生活相談窓口である消費生活センターのより一層の周知徹底を図る。 ・ 高度な消費生活相談へ対応できるよう、弁護士を活用し、専門的な消費生活相談への対応能力の向上を図る。 ・ 消費生活相談機能を強化するため、弁護士による出張相談会を実施し、本庁舎への来庁が困難な相談者への対応を行う。 ・ 消費生活相談員等のレベルアップのため、研修に計画的に参加する。 ・ 消費生活相談員の処遇改善を図る。 ・ 電話を使った悪質商法や詐欺等への注意を促す対策を実施する。 ・ 消費者被害に遭いやすい高齢者に重点をおき、消費者被害の未然防止や被害救済のための啓発品配付や老人会等での出前講座を実施する。 ・ 消費者被害に遭いやすい高齢者等への見守り体制を多様な担い手により構築する。 ・ 高齢者のみならず若年層においても消費者トラブルに巻き込まれるケースが増加していることから、年齢等に応じた啓発チラシを配付し注意を喚起する。 ・ 食の安全安心の確保のため、放射性物質検査を実施する。 ・ 消費生活センターポータルサイトを構築し、市民に周知するとともに、様々な場面で活用し、消費生活に関する情報を迅速に市民へ提供することにより、消費者被害の未然防止に努め、また消費生活に関する啓発活動等を通じて消費者の自立を支援する。 ・ 消費生活センターを消費者教育の拠点として整備する。 ・ 消費者教育の重要性を市民に PR し、地域の様々な場で年齢等に応じた消費者教育を推進する。 ・ 消費者教育を小・中学校や地域の様々な場で推進するため、消費者教育を推進する多様な担い手と連携・協働する。 ・ 消費者教育推進計画の策定及び消費者教育推進地域協議会の設置について検討を行う。
	<平成 30 年度以降の方針> ・ 交付金等を活用し実施した事業について、評価、検証した結果を踏まえ、今後の施策について検討する。 ・ 消費生活相談員の処遇改善を図る。 ・ 消費者安全確保地域協議会等の事務局として円滑な運営を行う。
	消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標 ・ 市民のための消費生活相談窓口である消費生活センターのより一層の周知徹底を図る。(平成 28 年度～平成 29 年度) ・ 高度な消費生活相談へ対応できるよう、弁護士を活用し、専門的な消費生活相談への対応能力の向上を図る。(平成 27 年度) ・ 消費生活相談機能を強化するため、弁護士による出張相談会を実施し、本庁舎への来庁が困難な相談者への対応を行う。(平成 28 年度)

	～平成 36 年度) ・ 消費生活相談員等のレベルアップ研修に参加する。(平成 27 年度) ・ 消費生活相談員の処遇改善を図る。(平成 27 年度～平成 34 年度) ・ 電話を使った悪質商法や詐欺等への注意を促す「ポップアップ式電話詐欺対策品」を作成し、市内全戸へ配付する。(平成 27 年度) ・ 電話詐欺の被害防止のため、自動着信拒否装置を設置する。(平成 28 年度～平成 36 年度) ・ 消費者被害に遭いやすい高齢者に重点をおき、消費者被害の未然防止や被害救済のための啓発品配付や老人会等での出前講座を実施する。(平成 27 年度～平成 34 年度) ・ 甲府市消費者安全確保地域協議会を設置し、消費者被害に遭いやすい高齢者等の見守り体制を構築する。(平成 28 年度～平成 36 年度) ・ 高齢者のみならず若年層においても消費者トラブルに巻き込まれるケースが増加していることから、年齢等に応じた啓発チラシを配付し注意を喚起する。(平成 27 年度～平成 28 年度) ・ 食の安全安心の確保のため、放射性物質検査を実施する。(平成 27 ～平成 30 年度) ・ 消費生活センターを消費者教育の拠点とし、年齢に応じた消費者教育を推進するため(平成 27 年度～平成 37 年度)に必要な備品の購入(平成 29 年度) ・ 消費生活センターポータルサイトを構築する。(平成 28 年度) ・ 消費生活センターポータルサイトを市民に周知するとともに、様々な場面で活用し、消費生活に関する情報を迅速に市民へ提供することにより、消費者被害の未然防止に努め、また消費生活に関する啓発活動等を通じて消費者の自立を支援する。(平成 29 年度～平成 37 年度) ・ 消費者教育推進計画の策定及び消費者教育推進地域協議会の設置について検討を行う。(平成 28 年度) ・ 消費者教育を小・中学校や地域の様々な場で推進するため、消費者教育を推進する多様な担い手と連携・協働する。(平成 29 年度～平成 37 年度) ・ 高齢者等の見守りや消費者教育の重要性等に関し有識者等による講演会を開催するなど、消費者への効果的な啓発活動を実施し、消費生活問題への意識や対応能力を向上させ、消費者被害の未然防止を図る。(平成 28 年度～37 年度)
その他特記事項	甲府市においては、「甲府市消費者行政基本指針(平成 25 年 3 月)」を策定し、市民の消費者としての権利の確立と自立を支援するとともに、市民が安全で安心できる消費生活を確保できるよう、消費生活に関する施策を総合的かつ計画的に推進しているが、平成 28 年度より始まる第六次甲府市総合計画においても、主要事業に位置づけ推進する。

市町村推進プログラム

都道府県名	山梨県	市町村名	富士吉田市
-------	-----	------	-------

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 35 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	・消費生活コーナーを設置した。(平成 21 年度) ・専門相談員を設置し、悪質かつ巧妙化するトラブル対応の相談窓口整備、機能強化を図った。(平成 23 年度) ・一番身近な消費者相談窓口として「富士吉田市消費生活センター」を設置し、さまざまな相談に対応できるよう体制を整備した。併せて近隣の 1 市 2 町 3 村で相談窓口の広域連携体制を開始した。(平成 24 年度～平成 26 年度) ・消費生活相談体制強化のため、専門相談員を 2 名体制から 3 名体制とした。(平成 26 年度) ・相談内容の充実を図るため、担当職員・専門相談員の研修参加を支援した。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・弁護士等による無料法律相談の開催(平成 22 年度～平成 23 年度) ・高齢者への消費者被害防止のため、出前講座を開催し、啓発グッズを配布した。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・高齢者に係わる関係者(民生委員・ケアマネジャー・ヘルパー等)に対して研修会等を開催し、見守り体制の構築・強化を図った。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・広域的相談体制の周知のため啓発グッズを作成し、広域連携体制市町村に配布した。(平成 24 年度～平成 26 年度)
総括・評価	・平成 24 年度に富士吉田市消費生活センターを設置し、併せて広域相談体制を開始したことにより、基金開始の平成 21 年度の相談件数 88 件に対し、平成 24 年度には 387 件、平成 25 年度は 430 件、平成 26 年度は 443 件と大幅に増加しており、広域連携体制を含むセンター設置の一定の効果が出ている。 ・専門相談員の相談対応能力の強化のため、研修参加を支援したが、その結果として、あっせん件数が平成 23 年度の 13 件から平成 26 年度は 17 件と増加している。また大幅に増加した相談に対応している現状から、対応能力や質が向上したと言える。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消 ・平成 24 年度当初で消費生活センターを設置済み ＜政策目標 2＞相談体制の質の向上 ・平成 26 年度当初、専門相談員の資格保有者が 3 名中 1 名であったが、平成 27 年度より資格保有者を 3 名中 2 名にアップさせ、相談員のレベルアップを図る。 ＜政策目標 4＞消費者教育の推進 ・消費者教育推進計画の策定、消費者教育推進地域協議会の設置に努める。

	<政策目標 5>「見守りネットワーク」の構築 ・消費者安全確保地域協議会の設置を目指す。
消費者行政推進の方針	<平成 27 年度から平成 29 年度までの方針>
	・消費生活センター及び広域連携体制を維持する。 ・消費生活相談体制を維持する。 ・相談体制の機能強化を図る。(資格取得率向上) ・消費者教育の強化を図るため、専門相談員による出前講座の開催回数を増やし定着化させる。 ・出前講座等の啓発事業において、若者から高齢者、障害をもった方など対象者の拡大を行う。 ・消費者問題への関心の喚起及び消費者トラブルの未然防止のための啓発活動の強化。 ・消費生活センターの耐震化により機能強化を図る。 ・消費者教育推進計画の策定、消費者教育推進地域協議会の設置を検討する。 ・消費者安全確保地域協議会の設置を目指す。
	<平成 30 年度以降の方針>
	・消費生活センター及び広域連携体制を引き続き維持する。 ・出前講座等の啓発事業については、引き続き対象者の拡大を目指す。 ・設置した地域安全確保地域協議会により、引き続き見守り活動を実施していく。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	・消費生活センター及び広域連携体制を維持する。 ・消費生活相談体制を維持する。(平成 28 年度～平成 34 年度) ・専門相談員の対応能力強化及び資格取得率のアップを目指し、研修参加支援の継続を図る。(平成 28 年度～平成 29 年度) ・出前講座の対象者の拡大を図る。(平成 28 年度～平成 29 年度) ・消費者の問題解決力の強化として継続的な啓発活動を行う。(平成 28 年度～平成 29 年度) ・庁内の連携を密にして全庁的な見守りの体制を構築していく。 ・消費生活センターの耐震化による機能強化を維持する。(平成 28 年度～平成 30 年度) ・消費者教育推進計画の策定、消費者教育推進地域協議会の設置を目指す。(平成 28 年度～平成 34 年度をめぐ) ・消費者安全確保地域協議会の設置を目指し、見守り活動を実施していく。(平成 28 年度～平成 34 年度をめぐ)
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	山梨県	市町村名	山梨市
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	・相談窓口強化に係る相談員及び担当職員のための執務参考資料、学習用機材の充実を図った。(平成 21～平成 23 年度) ・消費者被害防止のための啓発資料を作成し、出前講座時、小中学校、新成人に配布した。(平成 21 年度～現在)
総括・評価	・平成 21 年度に相談窓口を設置し、消費生活の相談拠点として定着しつつある。 ・平成 21 年度から啓発チラシ等を出前講座や成人式等で配布することで、高齢者、若者等の理解が深まり、被害の未然防止につながった。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<政策目標 1>相談体制の空白地域の解消 ・平成 21 年度に市役所内に相談窓口を設置。 ・小学校区に相談員を配置。 <政策目標 2>相談体制の質の向上 ・消費生活センターの設置を検討する。 ・相談員の有資格化を目指す。
消費者行政推進の方針	<平成 27 年度から平成 29 年度までの方針>
	・現状の相談窓口、体制を維持し、有資格相談員の配置を検討する。 ・現状行っている、啓発資料の配布を維持する。
	<平成 30 年度以降の方針>
	・現状の相談窓口、体制を維持し、有資格相談員の配置を検討する。 ・地域の身近な窓口である消費生活相談窓口として、消費生活相談体制を維持・強化するため、各講習会により消費生活相談員のスキルアップを図る。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	・消費生活相談窓口、体制を維持し、有資格相談員の配置を検討する。 ・交付金を活用した啓発を平成 29 年度まで行う。 ・相談員のレベルアップ及び出前講座を充実させることにより、効果的な啓発活動を行い、消費者被害の未然防止に努める。
その他特記事項	・消費者被害防止のため、庁内の連携を密にして全庁をあげて対応する。

市町村推進プログラム

都道府県名	山梨県	市町村名	大月市
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	・消費生活相談体制の充実を図るため、相談窓口を設置（平成 21 年度）するとともに消費生活相談窓口の強化のため、週 2 回専任の相談員を 1 名配置した。（平成 23 年度） ・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加を支援した。（平成 21 年度・平成 24 年度） ・高齢者の消費者被害防止のため、高齢者向けの講演会を実施した。（平成 24 年度） ・消費者被害防止のための啓発パンフレット等を作成し、市内で配布した。（平成 21 年度～平成 26 年度）
総括・評価	・平成 21 年度に消費生活相談窓口を設置し、相談件数は平成 21 年度 5 件、平成 22 年度 3 件に対し、平成 23 年度は 24 件と大幅に増加したものの、平成 24 年度 18 件、平成 25 年度 24 件とここ数年は横ばいとなっており、これまでに実施した啓発活動などにより一定の成果が得られている。 ・消費生活相談窓口に専任の相談員を配置したことにより、相談者に納得していただける回答が提供できる体制が整っている。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消 ・平成 21 年度当初で消費生活相談窓口を設置済み。 ＜政策目標 2＞相談体制の質の向上 ・当面は現状の体制（週 2 日の専任の消費生活相談員 1 名）を維持しつつ、兼職の職員も県民生活センターの研修参加率を 100% とし、レベルアップを図る。
消費者行政推進の方針	＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞
	・消費生活相談窓口を維持しつつ、消費者被害防止のための啓発活動を継続するとともに、より効果的な取組を見極めて事業を精査していく。
	＜平成 30 年度以降の方針＞
	・同上
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	・消費生活相談窓口を維持する。（平成 27 年度～平成 29 年度） ・消費生活相談窓口の維持に伴う消費生活相談体制の強化のため、弁護士等の活用により、より専門的な消費生活相談への対応能力の向上を図る。（平成 27 年度～平成 29 年度） ・平成 25 年度に消費生活相談員の処遇改善した 1 日当たり（6 時間）6,700 円の報酬を維持する。（平成 27 年度～平成 29 年度）
その他特記事項	・消費者被害防止のため、庁内の連携を密にして全庁体制での取組を目指す。

市町村推進プログラム

都道府県名	山梨県	市町村名	韮崎市
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 36 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	・消費生活相談窓口の拡充をした。(平成 21～24 年度) ・啓発用パンフレット・リーフレット等を購入し、市民が悪質商法等の被害者にならないよう全世帯へ配布した。(平成 21～26 年度) ・消費者行政に係る研修会等に参加することで、窓口業務のレベルアップに取り組んだ。(平成 22、23、25、26 年度) ・消費生活相談員 1 名を雇用し、消費生活相談用の相談室を市役所内へ設置、相談業務を行った。(平成 23～26 年度) ・消費生活相談員による出前講座の開催を行った。(平成 23～26 年度) ・国民生活センターで行われる専門相談員を対象とした研修会に参加した。(平成 25～26 年度)
総括・評価	・平成 21 年度に消費生活相談窓口を設置し、平成 23 年度に専門の消費生活相談員を雇用した。相談実績は、平成 21 年度 0 件、平成 22 年度 3 件、平成 23 年度 42 件、24 年度 23 件、25 年度 34 件、平成 26 年度 15 件だった。 ・専門の消費生活相談員を雇用したことで、相談窓口としての機能が強化された。 ・引き続き出前塾やグッズなどを用いた啓発活動により、市民への消費生活への関心や、相談窓口に対する認知度をさらに向上させていく必要がある。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<政策目標 1>相談体制の空白地域の解消 ・平成 21 年度に消費生活相談窓口を設置。 ・平成 23 年度に専門の相談員を雇用し、相談体制を強化。 <政策目標 2>相談体制の質の向上 ・消費生活センターの設置は現状では難しいため、消費生活相談員以外の担当職員の研修参加率を高めるなどして、消費生活相談への対応力を強化する。 ・消費生活相談員の研修参加率を 75%以上に引き上げる。 ・出前講座の回数を増やし、より市民の消費生活に対する啓発と注意喚起を促す。また地域における消費者問題解決力を強化し、地域における相談体制の強化にも努める。

	<政策目標 5>「見守りネットワーク」の構築 ・「韮崎市消費者安全確保協議会（仮称）」を設立する。構成組織・団体等がトラブル等の事案を発見・見聞きした際に、消費生活対策部署（商工観光課）に情報提供を行うなどの連携を図ることで、地域見守り体制を強化し、消費者トラブルの未然防止と解決につなげる。
消費者行政推進の方針	<平成 27 年度から平成 29 年度までの方針>
	・消費生活相談窓口の体制を強化する。28 年度は消費生活相談窓口の開設は週一回。そのうち奇数週においては各地区公民館へ出向き窓口を開設するなどの工夫を図る。 ・PIO-NET2015 への移行に伴い、設備の拡充をする。 ・悪質商法、詐欺防止等に偏りがちだったため、食品ロス削減事業をはじめ、消費者教育や周りが見守るネットワーク作りなど、より広範囲の消費者問題に取り組む。 ・出前講座の中に消費生活に関わるクイズなどを取り込み、より消費者教育の分野に力を入れていく。 ・市内消費者団体との連携を図ることで消費者団体の充実につなげる。 ・地域の民生委員との連携を強化し、高齢者の被害防止に努める。
	<平成 30 年度以降の方針>
	・現在の消費生活相談体制を維持する。 ・既存事業の費用対効果を精査する。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	・相談員の雇用を継続するとともに、相談員の対応力向上のために研修参加を支援し、消費生活相談窓口の強化を図る。（平成 27～31 年度） ・啓発用の冊子やグッズを作成し、出張相談窓口等で市民に配布する。（平成 27～29 年度） ・市内飲食店や団体等との連携の下、食品ロス削減をねらいとしたレシピ等を作成し配布する。（平成 27～35 年度） ・地域見守りネットワーク作りのための事業（平成 27～34 年度） ・円滑な相談業務を実施するため PIO-NET2015 用端末を購入する。（平成 28 年度）
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	山梨県	市町村名	南アルプス市
-------	-----	------	--------

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	・消費生活相談体制の充実のため、消費生活相談窓口を設置した。(H21～H23) ・消費生活相談体制強化のため、消費生活相談員を 1 名配置した。(H23～H26) ・消費生活相談員の処遇改善のため、1 時間当たりの報酬を 100 円増し、1,100 円とした。(H25～H26) ・新中学 1 年生と高齢者を中心とした消費者に消費者被害防止啓発チラシを配布した。(H24～H26) ・消費者被害防止のため啓発回覧板を作成し、市内自治会で使用するなど啓発を実施した。(H21～H24)
総括・評価	・平成 21 年度に消費生活相談窓口を設置し、相談件数は、平成 21 年度の 12 件に対し、平成 22 年度は 27 件に増加した。また、平成 25 年度は 48 件と相談件数が増加しており、地域の相談窓口として定着しつつある。 ・新中学 1 年生や高齢者を中心とした啓発チラシの配布や啓発回覧板の使用等により、消費者行政への理解がより深まった。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<政策目標 1>相談体制の空白地域の解消 ・実施済み <政策目標 2>相談体制の質の向上 ・消費生活相談体制の維持・向上 ・消費生活センターの設置を検討 <政策目標 5>「見守りネットワーク」の構築 ・見守りネットワークの構築を検討
消費者行政推進の方針	<平成 27 年度から平成 29 年度までの方針>
	・消費生活センターの設置を検討する。 ・見守りネットワークの構築を検討する。 ・地域の身近な窓口である消費生活相談窓口として、消費生活相談体制を維持・強化するため、消費生活相談員の増員を検討する。また、専門的な消費者相談への対応能力の向上を図る。 ・消費者被害防止啓発チラシを作成し、新中学 1 年生や高齢者等の市民に配布する。
	<平成 30 年度以降の方針> ・消費生活相談体制を維持していく。 ・啓発事業については、基金及び交付金活用期間経過後も実施していく。

消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	・消費生活相談員を配置し、相談体制を維持していく。(H23～H31) ・消費生活相談員の処遇改善を行う。(H25～H33) ・消費生活センターの設置については、近隣自治体の動向にあわせ、あるいは連携を図り、設置を検討する。 ・消費生活センターの設置に平行して、消費生活相談員の増員及び見守りネットワークの構築を検討する。 ・新中学1年生や高齢者を中心とした市民を対象に消費者被害防止啓発チラシを配布する。(H27～H29)
その他特記事項	・消費者被害防止消費者被害防止のため、庁内関係部署で連携を図り消費者行政に取り組んでいく。のため、庁内関係部署で連携を図り消費者行政に取り組んでいく。

市町村推進プログラム

都道府県名	山梨県	市町村名	北杜市
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 36 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	・消費生活相談体制の強化のため、消費生活相談窓口を設置するとともに、相談員（県委嘱）の確保と連携を行った。（平成 21 年度～26 年度） ・消費者被害防止のため、啓発チラシを作成し、市内回覧するとともに市民に配布した。（平成 21 年度～26 年度） ・新成人向け啓発パンフレットを作成し、成人式で配布した。 ・啓発活動充実のため、備品設置など研修環境の整備を行った。（平成 23 年度） ・市民を対象とした研修会を開催した。（平成 24 年度）
総括・評価	・消費生活相談員が、研修により習得した知識を地域市民に周知するなど、消費生活相談の対応能力が向上した（年 1～2 回）。 ・消費者被害防止のための啓発チラシや市民向け研修会は、市民からの要望等もあり意識が高まりつつある。 ・相談件数(年 10 件前後)に大きな変動はなく、相談窓口定着への課題が残る。市民への周知を強化する必要がある。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消 ・平成 21 年度に消費生活相談窓口の設置済み。 ＜政策目標 2＞相談体制の質の向上 ・担当職員及び相談員の研修参加率を向上させレベルアップを図る。 ・消費生活相談員を更に定着させるよう、広報やホームページで紹介し、地域イベントへの参加により周知活動をする。 ・相談員同士の情報共有の場を開設する。 ・専門消費生活相談員を配置する。
消費者行政推進の方針	＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞ ・消費生活相談窓口の維持、周知。 ・専門消費生活相談員の配置。 ・担当職員及び相談員のレベルアップのため、研修参加への積極的支援。 ・消費者教育に重点的に力を入れ、消費者団体等と連携しながら消費者団体会員や相談員向けの地域講座や研修会を開催する。 ・深刻化する高齢者の消費者被害を防止するため、民生委員等の組織を活用し、高齢者を身近な地域で見守る体制をつくる。

	＜平成 30 年度以降の方針＞ ・消費者のニーズに合わせた啓発事業を効率的に行っていくよう、基金活用期間経過後に行う事業を精査する。 ・消費生活相談窓口の維持、周知。 ・担当職員及び相談員のレベルアップのため、研修参加への積極的支援。 ・消費者教育に重点的に力を入れ、消費者団体等と連携しながら地域講座や研修会開催を行う。 ・高齢者を身近な地域で見守る体制を維持する。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加を支援する。(平成 27 年度～35 年度) ・市民向け講座や消費生活相談員向け研修等を開催し、賢い消費者への意識を高める活動を行っていく。(平成 27 年度～35 年度) ・消費生活相談員の配置。(平成 28 年度～34 年度) ・高齢者を身近な地域で見守る体制をつくり、維持する。
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	山梨県	市町村名	甲斐市
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 38 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	- 消費生活相談体制強化のため消費生活相談窓口を設置し、相談体制の充実に努めた。(平成 21 年度～平成 26 年度) - 消費者被害防止のため、市民に啓発冊子等を配布した。(平成 21 年度～平成 26 年度)併せて啓発回覧板も作成し市内全自治会に配布した。(平成 23 年度) - 一般・高齢者・子ども向けの消費者講座をそれぞれ開催し、消費者教育を目的として消費者被害防止に努めた。(平成 23 年度～平成 26 年度) - 消費者団体と連携した研修会を開催し、消費者問題解決力の高い地域づくりを行った。(平成 25 年度～平成 26 年度)
総括・評価	- 相談件数は設置当初の平成 21 年度は 5 件であったが、平成 25 年度末で 15 件と着実に増加している。 - 平成 23 年度消費者講座参加者は 113 名であったが、平成 25 年度は 236 名と増加した。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消 - 平成 21 年度に消費生活相談窓口設置済み。 ＜政策目標 2＞相談体制の質の向上 - 県で実施する消費生活相談研修会に県委嘱の消費生活協力員、市職員が参加し、相談業務のレベルアップを図る。 - 消費生活センター及び消費生活相談員を設置するよう努める。 ＜政策目標 5＞「見守りネットワーク」の構築 - 高齢者の消費者被害を防止するため、福祉部署と連携し見守り活動を実施し、併せて消費者安全確保地域協議会の設置についても検討する。
消費者行政推進の方針	＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞
	- 消費生活相談窓口を維持する。 - 消費生活相談体制の強化のため、平成 29 年度までに消費生活センター及び消費生活相談員を設置するよう努める。 - 消費者教育に重点的に力を入れ、出前講座など効果的な消費者被害未然事業を実施する。 - 高齢者の消費者被害を防止するため、福祉部署と連携し見守り活動を実施し、併せて消費者安全確保地域協議会の設置についても検討する。
	＜平成 30 年度以降の方針＞

	・ 消費生活相談窓口を維持する。 ・ 出前講座等の啓発事業については、より効果的な取組みに重点化しつつ、事業を精査していく。 ・ 高齢者の消費者被害を防止するため、福祉部署と連携し見守り活動を実施し、併せて消費者安全確保地域協議会の設置についても検討する。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	・ 消費生活センター及び消費生活相談員の設置に努める。（相談員設置の場合平成 29 年度～平成 37 年度） ・ 消費者トラブル防止のため、市民に啓発冊子等を配布する。（平成 27 年度から平成 29 年度） ・ 消費者教育に重点的に力を入れ、出前講座を計画的に実施する。（平成 27 年度～平成 31 年度） ・ 市内消費者団体と連携した事業を開催し、消費者問題解決力の高い地域づくりを図る。（平成 27 年度～平成 33 年度） ・ 高齢者の消費者被害防止するため、福祉部署と連携し見守り活動を実施する。（平成 27 年度～平成 35 年度）
その他特記事項	・ 消費者被害防止のため、庁内の連携を密にして、全庁をあげて対応する。

市町村推進プログラム

都道府県名	山梨県	市町村名	笛吹市
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 36 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	・消費生活相談体制強化のため、消費生活相談窓口を設置した。(平成 21 年度) ・相談窓口の設置にあたり、相談窓口の機能強化のための参考資料を購入した。(平成 21 年度) ・担当職員の対応能力レベルアップのため、研修会へ参加した。(平成 21 年度～平成 24 年度) ・多重債務問題への対応を強化するため、多重債務者相談会を定期的に開催した。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・高齢者及び若者の消費者被害防止のための消費者教育・啓発リーフレットを作成し配布した。(平成 21 年度～26 年度) ・啓発用リーフレット設置用のスタンドを購入し、庁舎内に設置した。(平成 23 年度) ・相談窓口を示す看板を作成した。(平成 23 年度) ・消費者教育用のプロジェクター、スクリーン、PC、DVDを購入した。(平成 23 年度)
総括・評価	・平成 21 年度に消費生活相談窓口を設置し、相談件数は平成 21 年度 2 件、平成 22 年度 7 件、平成 23 年度 4 件、平成 24 年度は 3 件、平成 25 年度は 4 件となっている。 ・担当職員のレベルアップ研修参加により、消費生活相談の対応能力や質が向上した。 ・平成 21 年度より司法書士による多重債務相談会を毎月 1 回開催し、相談件数は、平成 21 年度 19 件、平成 22 年度 30 件、平成 23 年度 24 件、平成 24 年度 13 件、平成 25 年度 14 件となっており、多重債務相談会として定着している。 ・平成 21 年度より高齢者の交通安全教室開催時や成人式に合わせて、消費者被害防止のための啓発リーフレットを配布している。

「地方消費者行政強化作戦」への対応	<政策目標 1>相談体制の空白地域の解消 ・平成 21 年度で消費生活相談窓口を設置済み。 <政策目標 2>相談体制の質の向上 ・担当職員の対応能力レベルアップのため、研修会へ参加する。 ・平成 29 年度中までに消費生活センターを設置するよう努める。 ・消費生活センター設置する際はセンターに消費生活相談員を配置する。 <政策目標 5>「見守りネットワーク」の構築 ・平成 28 年に笛吹市安心安全見守り連絡協議会を設置。
消費者行政推進の方針	<平成 27 年度から平成 29 年度までの方針> ・司法書士による多重債務相談会の実施。(平成 27 年度で終了) ・高齢者や若者の消費者被害防止のための啓発用リーフレットを配布する。 ・消費生活センターを設置・維持するよう努める。 ・消費生活センター設置する際は、センターに消費生活相談員を配置する。 ・笛吹市安心安全見守り連絡協議会により高齢者等の見守りを実施する。 <平成 30 年度以降の方針> ・高齢者や若者の消費者被害防止のための啓発用リーフレットの配布を行う。 ・消費生活センターを設置する場合、交付金等活用期間経過後事業を精査し、継続の可否を判断する。 ・引き続き連絡協議会により高齢者等の見守りを実施する。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	・高齢者及び若者の消費者被害防止のための啓発用意リーフレット等を配布する。(平成 27 年度) ・消費生活センター設置するよう努める。(平成 29 年度までに) ・消費生活センター設置する際は、センターに消費生活相談員を配置する。(平成 29 年度～平成 35 年度)
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	山梨県	市町村名	上野原市
-------	-----	------	------

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	・ 平成 21 年度から消費生活相談窓口を週 5 日(平日)で開催、相談内容によっては担当職員が他の相談機関を紹介。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・ 専門相談員(週 1 回)の活用による相談窓口の強化。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・ 消費生活トラブル等、無料法律相談(年 6 回)の開設。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・ 各種研修会等への参加を通じて、担当職員等のレベルアップ。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・ 消費者被害の未然防止を図るため、新成人向けにハンドブック「暮らしの豆知識」を配布するほか、高齢者をはじめ市民に啓発パンフレットやチラシを作成し配布した。(平成 21 年度～平成 26 年度)
総括・評価	・ 平成 21 年度消費生活相談窓口を設置し、相談件数は、平成 21 年度 6 件、平成 22 年度 13 件、平成 23 年度 10 件、平成 24 年度 12 件、平成 25 年度 14 件とほぼ横ばいとなっており、これまでの啓発活動により一定の成果が得られていると思われる。 ・ 週 1 回の専門相談員が居る時は対応できるが、職員の対応については、知識不足のため、専門相談員が居る日、又は、県民生活センター、法律相談等を紹介している状況である。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<政策目標 1>相談体制の空白地域の解消 ・ 平成 21 年度に消費生活相談窓口を設置済み。 <政策目標 2>相談体制の質の向上 ・ 専門相談員(週 1 回)の活用による相談窓口の強化を図る。 ・ 担当職員等の研修(県や国民生活センターなどが実施する消費生活に関する研修)参加によるレベルアップを図る。
消費者行政推進の方針	<平成 27 年度から平成 29 年度までの方針> ・ 消費生活相談窓口を維持する。 ・ 消費生活相談員の体制維持し、消費者被害防止のため啓発活動を継続する。 ・ 消費生活トラブル等、弁護士による無料法律相談を継続する。 ・ 国民生活センターから貸与されていた PIO-NET 専用端末が 9

	月末引上げられたため、新規に PIO-NET 専用ノートパソコンを 27 年度中に購入する。
	<平成 30 年度以降の方針>
	・ 消費生活相談窓口を維持する。 ・ 消費生活相談員の体制維持し、消費者被害防止のため啓発活動を継続する。 ・ 消費生活トラブル等、弁護士による無料法律相談を継続する。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	・ 消費生活相談窓口を維持する。 ・ PIO-NET の整備（平成 27 年度） ・ 消費生活相談員の体制維持（平成 27 年度～32 年度）し、消費者被害防止のため啓発活動を継続する（平成 27 年度～30 年度）。 ・ 消費生活トラブル等、弁護士による無料法律相談を継続する。（平成 27 年度～30 年度）
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	山梨県	市町村名	甲州市
計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日		
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	・市役所本庁舎ロビーに大型ＴＶを設置。消費生活関係の映像（DVD）を流した。（平成 22 年度） ・勝沼支所、大和支所に大型ＴＶを設置。消費生活関係の映像（DVD）を流した。消費者行政担当課用デジタルフルカラー複写機を購入し資料作成し啓発活動を強化した。（平成 23 年度） ・消費生活相談窓口看板を設置した。（平成 23 年度） ・消費者教育啓発用リーフレットを作成した。（平成 21 年度） ・講師を招き市民向けに消費生活講演会を開催した。（平成 24 年度） ・月に 1 回行政書士による消費生活相談会を実施した。（平成 23 年度～平成 26 年度） ・市委嘱消費生活相談員へ研修時参考図書として冊子【くらしの豆知識】を購入した。（平成 24 年度～平成 26 年度）		
総括・評価	・来庁者に対し啓発DVDを流すことで、消費者トラブル防止の意識付けができた。また、庁内で開催された消費生活講座で大型ＴＶを使い啓発用DVDを放映した。参加者に対し具体的な事例を視覚を通して伝えられた。 ・消費生活相談窓口看板を設置し窓口を明確にすることで、相談件数は平成 22 年度の 1 件から平成 23 年度は 5 件と増加した。また、平成 25 年度は 22 件、平成 26 年度は平成 27 年 2 月時点で 19 件となっており、相談窓口として定着しつつある。 ・消費生活講演会は専門的な知識を持つ講師を招き、市民に直接伝えることで、トラブル未然防止周知のための良い機会になった。 ・行政書士を活用した消費生活相談体制の強化により、専門的な相談についても対応できる体制が整った。 ・研修会で参考図書を市委嘱消費生活相談員へ配布することで、研修で得た知識を出前講座で活用できている。		
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<政策目標 1>相談体制の空白地域の解消 ・平成 21 年度当初で消費生活相談窓口を設置済み。 <政策目標 2>相談体制の質の向上 ・消費生活相談窓口では担当職員が相談を受け付けているが県主催の研修に参加しレベルアップを図る。 ・行政書士による相談会は、相談会の開催日や時間を再度検討し相談者の利用しやすい環境を作り継続して開催していく。		
消費者行政推進の方針	<平成 27 年度から平成 29 年度までの方針>		

	・行政書士による相談会は、相談件数の増加を図り、相談実績を考慮した上で開催日や時間を検討していく。
	<平成 30 年度以降の方針>
	・啓発事業については、より効果的な取組に重点化しつつ、事業を精査していく。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	・行政書士による相談会の相談件数は、年間 40 件前後で推移しているが、利用者のさらなる増加を目指すため、各媒体を活用し周知を図る。(平成 27 年度～平成 29 年度) ・市消費生活相談員の対応能力の向上のため、消費生活参考図書の配布は継続していく。(平成 27 年度～平成 30 年度)
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	山梨県	市町村名	中央市
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 35 年 3 年 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	・ 消費生活強化のため、ハード面の整備（平成 21～23 年度） ◎大判プリンタ ◎デスク ◎ノート PC ◎BR レコーダー ◎テレビ ◎プロジェクター ◎パンフレットスタンド ◎FAX ◎デジカメ ◎消費者行政用サイン一式 ・ 消費生活強化のため、消費者被害防止のためのチラシ及び啓発品を作成し、各イベント時にした。（平成 21～26 年度） ◎パンフレット 12,100 枚（全戸配布） ◎ポケットティッシュ 1,000 枚（窓口配布） ◎賃金法改正チラシ 9,000 枚（イベント時配布） ◎高齢者用・若者用リーフレット各 5,000 部（イベント時配布） ◎悪質商法に用心じゃパンフレット 13,000 部（全戸配布） ◎啓発用ほっぺちゃん 5,500 個（イベント・キャンペーン時配布） ◎振り込め詐欺ストップ防犯シール 3,000 枚（イベント・講習会時配布） ◎消費者啓発カレンダー13,000 部（全戸配布） ◎食品表示啓発シール 5,000 枚 ◎啓発用食品（米 510 袋・ボイルコーン 612 袋・えびいも 440 袋）（イベント時配布） ◎啓発水筒 1,150 本（中央市三大まつり等イベント時配布） ◎消費者教育用啓発冊子 3,000 部（講習会時使用） ・ 消費生活強化のため、研修会及び教材図書を購入（平成 21・23 年度） ◎執務図書（平成 21 年度） ◎職員研修（平成 23 年度）
総括・評価	・ 平成 22 年度に相談窓口を設置し、毎年 10 件ほどで推移している。平成 25 年度は一桁の件数で広域的な啓発の効果が出たのではないと思われるが、県民生活センターの件数は大きく変わっていないので、そこまでの効果があったとは言い難い。しかし、お祭り等で広域的な啓発を行ってきたことによりブースでのクイズ等にも興味を示す方が多く、確実に消費者行政の認識はついてきている。 ・ 他の部署との抱合せにより単発的ではあるが、講習を行ない、啓発品の配布や使用方法の説明を行った。 ・ これまでは、全体的に消費者行政の認識を高めることを目的に啓発等を行ってきたが、一定の認識はついてきたと思われるため、今後の展開はより専門的な啓発を行っていきたい。（講習会や研修会等）

「地方消費者行政強化作戦」への対応	<政策目標 1>相談体制の空白地域の解消 - 平成 22 年度に消費生活相談窓口は専門員は置かないが、職員対応として設置済み。 <政策目標 2>相談体制の質の向上 - 現状、専門員を置くほど相談件数が多くないため当面は職員が対応する。 - 職員の知識向上のため、年間数回の研修会等に参加していく。 - 近隣市町と相互に連携した相談体制の構築について検討しており、今後の状況を見ながら相談員の配置など相談体制の向上を図る。 <政策目標 5>「見守りネットワーク」の構築 - 高齢者や障がい者の消費者被害を防止するため、他部署と連携しながら見守り体制を構築していく。
消費者行政推進の方針	<平成 27 年度から平成 29 年度までの方針> - 地域の身近な窓口である消費生活相談窓口として、消費生活相談体制を維持・強化するため、消費生活相談員及び担当職員が研修等に参加しレベルアップを図る。 - 消費者生活の講習会を地域の行事の中に盛り込み開催する。 - 消費者生活における、地域内でのネットワークの構築を目指し支援する。 - 啓発事業については広域的な啓発事業から、より専門的な啓発事業を行っていくため、他部署との抱合せによる啓発事業を行っていく。 - 近隣市町と相互に連携した相談体制の構築を検討しており、今後の状況を見ながら相談体制の充実を図る。 - 消費生活被害防止を目的として、啓発リーフレット等の全戸配布や、市内で開催されるイベント等での啓発を行う。 - 高齢者や障がい者の消費者被害を防止するため、他部署と連携しながら見守り体制を構築していく。 - これまでの消費者行政啓発活動では、全般的な消費者トラブル防止を目的とした啓発活動を行ってきたが、電話詐欺事件の被害が絶えないことから、被害の実態や被害防止策、また相談窓口などのトラブル救済に関する制度の周知など、電話詐欺に特化した内容を盛り込んだ消費者教育を実施する。 <平成 30 年度以降の方針> - 消費生活相談体制は、現状を保ちつつ状況に応じて窓口の拡大をしていく。 - 消費生活出前講座などの講習会を開催し、消費者教育の推進を図る。 - 高齢者や障がい者の消費者被害を防止するため、他部署と連携

	しながら見守り体制を構築していく。 ・ 引き続き、電話詐欺に関するトラブル防止を中心とした、消費者教育を実施する。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	・ 消費生活相談窓口の維持 ・ 近隣市町と連携した相談体制整備に関する検討を進めており、状況にもよるが、身近な消費生活相談窓口を目指して消費生活相談体制の充実を図る。 ・ 高齢者や障がい者の消費者被害を防止するため、他部署と連携しながら見守り体制を構築していく。 ・ 消費生活被害防止のため、市内で開催されるお祭り等で啓発品の配布や、啓発カレンダーを全戸配布などの啓発事業を行う。 (平成 27 年度) ・ 他部署とも連携しながら、消費生活出前講座などの講習会を実施する。(平成 27 年度～平成 28 年度) ・ これまでの消費者行政啓発活動では、全般的な消費者トラブル防止を目的とした啓発活動を行ってきたが、電話詐欺事件による被害が絶えないことから、被害の実態や被害防止策、また相談窓口などのトラブル救済に関する制度の周知など、電話詐欺事件に特化した専門的な内容を盛り込んだ消費者教育を実施する。(平成 28 年度～平成 34 年度)
その他特記事項	・ 消費者被害防止のため、関係部署を中心に庁内の連携を密にして、チーム中央市として対応していく。

市町村推進プログラム

都道府県名	山梨県	市町村名	市川三郷町
-------	-----	------	-------

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	- 消費生活相談窓口強化のため、OA 機器・書類等の整備を行い、情報収集・提供、事例紹介、消費者啓発、県委嘱消費生活相談員・担当職員等の実務・研修等に活用し、より良い相談対応を行った。(平成 21 年度～平成 24 年度) - 県委嘱消費生活相談員等レベルアップのため、研修参加の支援をした。(平成 21 年度～平成 24 年度) - 町内における被害が年々増加しているため、高齢者や若者の悪徳商法被害の防止の為にリーフレット等を作成し、町内全戸に配布した。(平成 21 年度～平成 26 年度)
総括・評価	- 平成 21 年度に消費生活相談窓口強化の為に、整備を行い定期的に県委嘱の消費生活相談員を招き窓口を開設(月 1 回程度)しているが、相談件数は 0 件だが、窓口開設日以外で年平均 4 件程度の相談件数があるため、地域の身近の窓口として周知されてきている。 - 平成 21 年度から県委嘱消費生活相談員等の消費生活相談対応能力のレベルアップのため、研修参加の支援をした。その結果、あっせん件数が年平均 2 件程度あり、消費生活相談の対応能力等が向上した。 - 悪徳商法被害防止の為にリーフレット等を町内全戸配布しているが、年々被害が増加しているため、より良い啓発物を作ることで被害の軽減に努める。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<政策目標 1>相談体制の空白地域の解消 - 平成 21 年度に消費生活相談窓口を設置済み。 <政策目標 2>相談体制の質の向上 - 県委嘱の相談員及び町担当職員のレベルアップの為に、研修参加率 100%を目指す。
消費者行政推進の方針	<平成 27 年度から平成 29 年度までの方針>
	- 消費生活相談窓口体制を維持する。 - 消費生活相談体制を維持・強化するため、積極的に研修に参加し相談対応のレベルアップを図る。 - 消費者被害防止のための啓発物の作成し、町内へ全戸配布する。(平成 27 年度～平成 29 年度)
	<平成 30 年度以降の方針>

	・ 消費生活相談窓口体制を維持する。 ・ 出前講座等の啓発事業については、継続して行う。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	・ 消費生活相談窓口体制を維持する。 ・ 消費生活相談体制を維持・強化するため、積極的に研修に参加し相談対応のレベルアップを図る。 ・ 消費者被害防止のための啓発物の作成し、町内へ全戸配布する(平成 27 年度～29 年度)。
その他特記事項	・ 消費者被害防止の為、庁舎内の連携を密にして対応する。

市町村推進プログラム

都道府県名	山梨県	市町村名	富士川町
-------	-----	------	------

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 36 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	・平成 21 年度から相談業務は実施しているが、消費生活相談体制強化のため、消費生活相談窓口を設置した（平成 23 年度） ・高齢者や子どもたちを消費者トラブルから守るため、各種イベント等で啓蒙品の展示・配布を行った（平成 21 年度～平成 26 年度）
総括・評価	・平成 23 年度に消費生活相談窓口を設置したことによって、相談件数が微増した。また、町広報誌、町ホームページ等を活用し、相談窓口を周知したことにより、地域の相談窓口として定着しつつある。 ・平成 21 年度から毎年度、各種イベント等で啓蒙品の展示・配布を行ったことで、振り込め詐欺やインターネットトラブル等の消費者トラブルの危険性を高齢者、子どもたち等に周知することが出来、被害防止に努めることが出来た。 ○啓発事業（平成 25 年度実績） 大法師さくら祭り（来場者数 50,000 人、配布数 1,000 個） ふじかわ夏まつり R52（来場者数 20,000 人、配布数 500 個） 甲州富士川まつり（来場者数 25,000 人、配布数 500 個） ・消費者行政先進地研修を行うことによって、（県委嘱）相談員が中心となり老荘大学や各種教室などで身近な相談窓口となれるなど消費生活相談員等のレベルアップを図ることが出来た。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<政策目標 1>相談体制の空白地域の解消 ・平成 23 年度活性化基金を活用し、消費生活相談窓口設置済み。 <政策目標 2>相談体制の質の向上 ・専門知識を有する消費生活相談員を常駐することは財政的に厳しいが、担当者（職員）の知識向上並びに、相談窓口の拡充を図るため、各種研修会やセミナーへ積極的に参加し、知識向上に努める。 ・町民の身近な消費生活相談員として活躍する「富士川町消費生活研究会」の知識向上と消費生活の安定と向上を図るため、消費者行政先進地研修や出前講座等を活用し、質の向上に努める。
消費者行政推進の方針	<平成 27 年度から平成 29 年度までの方針> ・引き続き、町民を振り込め詐欺等の消費者トラブルから未然に守るため、各種イベントでの啓蒙活動をはじめ、公共施設の窓口等に啓発用品の設置、配布を行う。

	・消費者教育に力を入れ、より効果的に消費者トラブルから町民を守るため、各課と連携しながら出前講座等を積極的に活用し、消費生活の維持、充実を図る。
	＜平成 30 年度以降の方針＞
	・啓蒙活動については、事業を継続する。 ・出前講座等の消費者教育レベルアップ事業については、随時事業の精査を行い、事業を継続する。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	・富士川町消費生活研究会への支援、拡充を図る。 ・消費者行政の推進のため、各種イベント等での啓蒙活動に取り組む(平成 27 年度～29 年度)。 ・消費者教育レベルアップのため、出前講座や講演会を行う(平成 27 年度～35 年度)。
その他特記事項	・消費者教育と啓発活動を通して消費生活の安定と向上に取り組む。

市町村推進プログラム

都道府県名	山梨県	市町村名	昭和町
計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日		
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	・ 啓発パンフレット（高齢者・若者向け）の作成（21年度） ・ 昭和町HPにある「安全・安心マップ」へ消費生活情報を追加（22年度） ・ 消費生活スタートアップ事業として、相談事業に必要なノートパソコン、テレビ等を購入した。（23年度） ・ 消費者被害防止のため啓発グッズ、パンフレットを作成し、配付した。（23年度） ・ 消費者被害防止のため啓発グッズ（折り紙、シール）を作成し、当課窓口及び高齢者イベント、町内学校で配布した。（24年度） ・ 消費者被害防止のため啓発グッズ（メモ帳）を作成し、当課窓口及び高齢者イベント等で配布した。（25年度） ・ 消費者被害防止のため年賀タウンメールを作成（26年度）		
総括・評価	・ 当課にある消費生活相談窓口及び県委嘱相談員による月1回の消費生活無料相談日に来る相談者、電話相談の件数が、平成21年度1件、平成22年度6件、平成23年度6件、平成24年度5件、平成25年度は10件と増加しており、少しずつではあるが相談窓口が定着しつつある。 ・ 地域高齢者イベント等で高齢者に話を聞いたところ、啓発グッズやチラシなどを見たことがある・知っているという方が、以前はほとんどいなかったが、現在では見たことがある・知っているという方が増加してきており、少しずつではあるが消費生活に関して定着しつつある。		
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<政策目標1>相談体制の空白地域の解消 ・ 平成21年度消費生活相談窓口を設置。 <政策目標2>相談体制の質の向上 ・ 県委嘱相談員が国民生活センター等の研修に参加しやすい環境づくり等を検討していく。		
消費者行政推進の方針	<平成 27 年度から平成 29 年度までの方針>		

	町民が町役場で消費生活相談を行っている事の認知度が低い ため、啓発グッズなどを作成し、被害防止に役立ててもらうと ともに、消費生活相談を知ってもらう。啓発グッズ作成を維持。
	＜平成 30 年度以降の方針＞
	町民が町役場で消費生活相談を行っている事の認知度が低い ため、啓発グッズなどを作成し、被害防止に役立ててもらうと ともに、消費生活相談を知ってもらう。
消費者行政推進の方針に則 して取り組む施策、目標	- 現状維持 - 相談件数が増加してきているが、町民が町役場で消費生活相談 を行っている事の認知度がまだまだ低い ため、啓発グッズなどを作成し高齢者イベント、当課窓口等で配布を行い、被害防止 に役立ててもらうとともに、消費生活相談を知ってもらう。（平 成 2 7 年度～平成 2 9 年度）
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	山梨県	市町村名	道志村
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 38 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	・ 悪徳商法被害を防止するためのパンフレット作成・配布（平成 21 年度～平成 25 年度） ・ 悪徳商法相談案内普及啓発グッズの作成・配布（平成 26 年度） ・ 広報誌等による啓発の実施（平成 26 年度）
総括・評価	・ 悪徳商法相談案内パンフレットを製作し、村内全戸に配布するなど、悪徳商法に関する啓発行っており、村内に被害は生じていない。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<政策目標 1>相談体制の空白地域の解消 ・ 消費生活相談窓口を設置済み。 <政策目標 2>相談体制の質の向上 ・ 消費生活相談員の配置等について検討していく。
消費者行政推進の方針	<平成 27 年度から平成 29 年度までの方針>
	・ 平成 29 年度末までに消費生活相談員の配置等を目指す。 ・ 広報誌等による啓発を継続する。窓口職員の県で実施する消費者相談に関する研修に参加する。
	<平成 30 年度以降の方針>
	・ 消費生活相談員の維持を目指す。 ・ 広報誌等による啓発を継続する。窓口職員の県で実施する消費者相談に関する研修に参加する。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	・ 消費生活相談員の配置及び維持等（平成 29 年度～平成 37 年度） ・ 広報誌等による啓発を継続する。（平成 27 年度～平成 29 年度）
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	山梨県	市町村名	山中湖村
計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日		
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	・相談窓口の設置（平成 21 年度） ・広域連携による消費生活相談体制を整備（平成 24 年度～26 年度） ・消費者へのチラシや冊子を配布（平成 21 年度～24 年度） ・庁舎ロビーにテレビを設置し、啓発用DVDを上映（平成 23 年度～24 年度）		
総括・評価	・平成 21 年度の窓口設置から相談述べ件数は 1 件。地域的な要因により、県センターへ相談するケースがほとんどである。 ・基金活用初年度は、啓発用冊子を配布。次年度以降は、その時々 の県内の相談状況に合わせたチラシを作成し、各戸配布した。 ・ロビーでDVDを上映し、来庁者への啓発を実施。		
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<政策目標 1>相談体制の空白地域の解消 ・平成 21 年度に消費生活相談窓口を設置 <政策目標 2>相談体制の質の向上 ・平成 24 年度から周辺自治体による広域相談センターの運営を開始（試行期間を含む） <政策目標 5>「見守りネットワーク」の構築 ・平成 28 年度から村内の高齢者を対象とした見守りネットワーク事業を行い、消費者トラブルを未然防止		
消費者行政推進の方針	<平成 27 年度から平成 29 年度までの方針>		
	・広報誌を利用しながら、広域相談センターの周知を行い、消費者の認知度を向上 ・県委嘱消費生活相談員の研修への支援を実施 ・高齢者の見守りネットワーク事業を実施		
	<平成 30 年度以降の方針>		
	・村内の学校と連携しながら、消費者教育の導入・定着を推進 ・広域相談センター運営への協力 ・高齢者の見守り体制を維持		
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	・山中湖村民の県センターへの相談件数と広域相談センターへの相談件数の逆転をめざし、広報活動を実施 ・県委嘱消費生活相談員のスキルアップのための研修等の情報を積極的に提供 ・学校教育における、消費者教育に関する授業の頻度増加 ・高齢者の見守り体制の構築と維持（平成 28 年度～30 年度）		
その他特記事項			

市町村推進プログラム

都道府県名	山梨県	市町村名	鳴沢村
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	・ 近年増加している高齢者の悪徳商法被害等、消費者被害防止のために啓発パンフレットを配布、回覧した。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・ 課の窓口に相談窓口の看板を設置し、住民へ周知した。(平成 23 年度) ・ 規模の小さい自治体の財政負担軽減を行い、かつ消費生活相談体制強化を行うため、富士五湖広域として相談窓口を設置し、相談体制を整えた。(平成 24 年度～平成 26 年度)
総括・評価	・ 財政規模の小さい自治体では、専門の相談窓口を設置することが困難であり、平成 21 年度から平成 23 年度までの相談件数は 0 件で、ノウハウも蓄積されない。そのため、広域窓口を設置することにより、専門の窓口を設置でき、情報の集約化、費用負担の軽減につながった。 また、パンフレットや広報誌での情報提供を継続して実施し、広域相談窓口への相談件数は平成 24 年度 0 件、平成 25 年度 7 件と増加しており、地域の相談窓口として定着しつつある。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<u>＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消</u> ・ 平成 23 年度で消費生活相談窓口を設置済み。 <u>＜政策目標 2＞相談体制の質の向上</u> ・ 平成 23 年度消費生活窓口を村役場に設置してあったが、平成 24 年度に富士五湖広域相談窓口を設置し、富士吉田市役所内に相談員 3 名を配置した。 ・ 平成 23 年度消費生活相談員の資格保有率は、0 %であったが、広域相談窓口を設置し、専門の相談員を配置することにより、平成 26 年度では資格保有率が 33%になった。
消費者行政推進の方針	＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞
	・ 広域相談窓口を維持する。 ・ 消費生活相談員の対応能力向上のため、研修を実施する。 ・ 消費者教育に重点的に力を入れ、より効果的な消費者被害未然防止事業を実施する。
	＜平成 30 年度以降の方針＞
	・ 消費生活相談体制については、基金活用期間を経過した事業から順次自主財源化を目指す。 ・ 啓発チラシ等の啓発事業については、より効果的な取組に重点化しつつ、基金活用期間経過後も行う事業を精査していく。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	・ 消費者教育に重点的に力を入れ、より効果的な消費者被害未然防止事業を実施する(平成 27 年度)。
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	山梨県	市町村名	富士河口湖町
-------	-----	------	--------

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 35 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	・ 担当部局に相談窓口を設置（平成 21 年度～26 年度） ※基金活用は平成 23 年度のみ ・ 広域的な消費者相談体制で、常時相談窓口を開設し、様々な相談に対応できるよう体制を整備した（平成 24 年 10 月～） ※広域相談センター対応 ・ 多重債務等弁護士相談会の開催（平成 23 年度～平成 24 年度） ・ 消費生活相談会（月 1 回）の開催（平成 23 年度～24 年度） ※平成 24 年 10 月以降は広域での相談センターにより対応 ・ 消費者被害未然防止のために啓発グッズの配布や説明会の開催および役場ロビーでの DVD 上映を実施（平成 21 年度～24 年度）
総括・評価	・ 平成 24 年度のセンターへの相談件数は 387 件、平成 25 年度のセンターへの相談件数は 430 件と約 1 割の 43 件増加しており、地域内の相談センターとして定着しつつある。 ・ センターにおける町内からの相談件数は 77 件と全体の約 18% であり、今後もセンターの PR に努める必要がある（富士吉田市は 256 件で約 59%） ・ グッズを活用した消費者被害未然防止の啓発活動により広く周知することができた。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<政策目標 1>相談体制の空白地域の解消 ・ 町役場内に相談窓口を設置。 ・ 平成 24 年度以降は広域相談センターにより対応。 <政策目標 2>相談体制の質の向上 ・ 平成 25 年度から引き続き相談員を雇用し、相談体制を確保する ※広域対応 ・ 消費生活相談員のレベルアップのため平成 25 年度に引き続き研修参加を支援する ※広域対応 <政策目標 5>「見守りネットワーク」の構築 ・ 平成 28 年度中を目処に見守りネットワークの構築
消費者行政推進の方針	<平成 27 年度から平成 29 年度までの方針> ・ 消費生活広域相談センター・町の相談窓口を維持する。 ・ 消費者教育に重点を置き、子供から高齢者まで幅広い層へ啓発を図る。 ・ 高齢者等見守りネットワークの確立

	<平成 30 年度以降の方針> ・ 引き続き、消費生活広域相談センター・町の相談を維持する。 ・ 啓発事業は、より効果的な取組に重点化しつつ、基金活用期間経過後も行う事業を精査していく。 ・ 高齢者等見守りネットワークを維持していく。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	・ 消費生活広域相談センター・町の相談窓口を維持する。 ・ 消費生活相談員の相談の対応能力強化のため研修参加支援の継続を図る。 ※広域対応 ・ 子ども向け、高齢者向け、女性主婦層の 3 つの分野に重点を置きそれぞれに効果的な教育・啓発を図る。(平成 2 8 年度～平成 3 4 年度)(冬休み前の子供向けの啓発事業、社会福祉協議会事業やイベントでの啓発活動、女性団体との意見交換会) ・ 高齢者等見守りネットワークを維持していく。
その他特記事項	・ 市町村広域で消費生活センターを設置しているため関係市町村が足並みをそろえて地域内の消費生活の向上を目指す。 ・ 見守りネットワークを広域連携につなげる。

市町村推進プログラム

都道府県名	山梨県	市町村名	小菅村
計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日		
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	・ 高齢者の消費者被害防止のため、上野原警察署小菅派出所職員と協力し、老人会等で出前講座を開始した。 (平成 21 年度～26 年度) ・ 消費者被害防止のための啓発グッズを村内全戸に配布した。 (平成 21 年度～26 年度) ・ 消費生活相談員による個別相談を要望に応じ、随時実施した。 (平成 21 年度～26 年度)		
総括・評価	本村では消費生活相談窓口を設けるよりも、相談員や職員、地域の中核となる人物へ、情報を収集してもらうことにより、個別に相談できるような環境づくりを進めている。そのため相談窓口での相談件数は少ないが、消費者被害件数が 0 件であったことから、一定の成果を出していると感じている。		
「地方消費者行政強化作戦」への対応	＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消 ・ 平成 21 年度当初で消費生活相談窓口を設置済み ＜政策目標 2＞相談体制の質の向上 ・ 平成 27 年度までに消費生活相談員等のスキルアップを図るため、研修会への参加を促し、資格取得を奨励する。		
消費者行政推進の方針	＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞		
	・ 引き続き、消費者被害の防止等に向け啓発事業を実施する。 ・ 消費者相談のスキルアップを図るため研修会への参加を促進する。		
	＜平成 30 年度以降の方針＞		
	・ 引き続き、消費者被害の防止等に向け啓発事業を実施する。 ・ 消費者相談のスキルアップを図るため研修会への参加を促進する。		
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	・ 引き続き、消費者被害の防止等に向け啓発事業を実施する。 ・ 消費者相談のスキルアップを図るため研修会への参加を促進する。(平成 27 年度～平成 31 年度)		
その他特記事項			

市町村推進プログラム

都道府県名	山梨県	市町村名	丹波山村
-------	-----	------	------

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	- 消費生活相談体制強化のため、消費生活相談窓口を設置し、啓発用の設備を整備した。(平成 21 年度～平成 23 年度) - 消費者被害防止のための啓発チラシ等を購入し、村内の全戸に配布した。(平成 21 年度～平成 26 年度)
総括・評価	- 平成 21 年度から消費生活相談窓口を庁内に設置したが、相談件数は、ほぼない状態である。 ➡ 啓発チラシ等の配布により、情報の提供に大きく役立っている。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<政策目標 1>相談体制の空白地域の解消 - 相談窓口設置済み <政策目標 2>相談体制の質の向上
消費者行政推進の方針	<平成 27 年度から平成 29 年度までの方針>
	- 消費生活相談窓口を維持する。 - 主に高齢者を対象とした啓発活動を維持する。
	<平成 30 年度以降の方針>
	- 消費生活相談窓口を維持する。 - 啓発事業については、より効率的な取組に重点化しつつ、基金活用期間経過後も行う事業を精査していく。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	- 消費生活相談窓口を維持する。 - 啓発活動及び警察官等による講演会を継続する。(平成 27 年度～平成 29 年度)
その他特記事項	特に高齢者の消費者被害防止のため、庁内及び関係機関との連携を密にして対応する。